

第1回 野田市行政改革推進委員会

日 時 平成28年8月23日（火）
午前10時から
会 場 市役所2階中会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 平成27年度行政改革大綱実施計画の取組状況について

(3) 保育所への指定管理導入と待機児童対策について

4 その他

・会議録等のホームページへの掲載について

5 閉 会

平成 27 年度行政改革大綱実施計画の取組状況（総括表）

【全体総括】

平成 27 年度は、「行政改革大綱(平成 27 年度～32 年度)」の初年度に当たる。

財政の健全化とサービスの向上を目指し、全庁を挙げて取り組んだ結果、27 年度の財政効果目標額約 2 億 695 万円を約 2,341 万円上回る、約 2 億 3,036 万円の実績効果となった。

指定管理者制度の導入、職員削減計画等が順調に推移した効果により、経費を抑制した中でサービスの向上が図られ、計画はおおむね達成することができた。

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

自治会との協働については、自治会への加入率が年々減少しており、その要因として、自治会の役割や必要性の認知不足が挙げられたことから、27 年度は、自治会の必要性を周知し、加入促進を図る目的として、野田市自治会連合会と連携の上、28 年 3 月に「自治会加入促進リーフレット」を作成し、各自治会に配布するとともに、転入者に対しては、市民課等の窓口において配布を行い、加入促進を図った。

社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくりについては、愛宕駅東第一土地区画整理事業地区内に整備する 70 床の特別養護老人ホームの事業者の公募、日常生活自立支援事業の開始、市民後見人養成講座の実施、法人後見の実施検討及び介護支援ボランティアポイント制度によるボランティアの研修、登録の推進を行った。

キャリアデザインによるまちづくりとして、春風館道場に郷土の武道家である中野栄三郎のパネルを設置し、春風館道場が郷土の武道家の情報を提供し、郷土博物館で歴史的な考証を行うことを始めとした市民会館、郷土博物館、春風館道場との連携強化を行った。また、土曜授業の実施を始めとした学力の向上支援、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを行った。

審議会等の公募委員枠について、公募委員枠の導入を完了したことから、更なる市民参加を推進するため、総合計画において公募委員を 1 人導入している審議会等について 2 人に拡大する目標が設定されたことに合わせて、「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」の見直しを実施した。

実施(達成)項目

・地区社会福祉協議会連絡会の設置	・特別養護老人ホーム(70 床分)の整備事業者の公募
・日常生活自立支援事業の実施	・市民後見人の養成研修の実施
・法人後見の実施検討	・介護支援ボランティアポイント制度によるボランティアの研修、登録の推進
・市民会館、郷土博物館、春風館道場との連携強化策の実施	・自主調査研究グループの育成
・武道講演会の開催	・学力の向上支援、地域の特性を生かした特色ある学校づくり等との連携
・NPO 法人及びボランティア団体等の育成	・市民活動支援センターの利用促進のための具体的な方策の実施
・審議会等への公募委員の導入に関する基本方針の改定	・各審議会等において公募委員枠の拡大を順次実施

・まめメールの周知及び緊急性の高い情報を精査しながら、必要に応じて配信内容の充実を検討

一部実施(一部達成)項目

・自治会への未加入の要因分析及び対応策の検討・実施	・NPO法人及びボランティア団体への新たな支援策及び財政的支援の検討
・新たな市民参加手法の調査、検討	

(2) 民間活力の有効活用

こだま学園とあさひ育成園に指定管理者制度を導入した。

小学校区単位で過密化する学童保育所新設にかかる準備については、清水第三学童の新設工事に向けた設計業務、北部学童の移設工事に向けた測量と地質調査及び設計業務を実施した。また、野田第二学童の増設工事の設計業務を行った。

直営学童保育所の委託は、学童保育所保護者協議会との協議を踏まえて実施する予定であった。保護者協議会が委託に反対であったため、協議が出来ない状況が続いていたが、平成27年5月15日に協議会が解散した。

現業部門の業務の民間委託については、ごみの収集業務の1コースを民間業者に委託した結果、収集区域10コースのうち5コースが委託となった。

新たな民間活力活用法の検討においては、学校へのエアコン整備に当たり、近隣市で導入実績のあるPFI方式の導入の検討をしたが、本市において導入するメリットがなかったことから導入しないこととした。

実施(達成)項目

・あさひセンターへの指定管理者導入	・小学校区単位で過密化する学童保育所新設にかかる準備
-------------------	----------------------------

・退職不補充による民間委託を順次行い、新清掃工場の稼働に合わせて対応

一部実施(一部達成)項目

・新たな民間活力の活用法の検証

その他

・直営学童保育所の委託に向け、保護者協議会との協議を実施

(3) 行政サービスの在り方の検討

平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」について、私立幼稚園で新制度に移行する園はなかったため、総合的な検討には至らなかった。

新制度の保育料(利用者負担)は、本市在住の園児が市外の新制度に移行した私立幼稚園に就園する場合も適用されることから、国の保育料基準及び幼稚園就園奨励費補助を勘案し、新たに保育料の設定を行った。

一部実施(一部達成)項目

・公立幼稚園の在り方の検討

(4) 外郭団体等の見直し

各外郭団体に対して適切な指導を行った結果、各団体とも適切な運営ができた。特に開発協会においては、約 4,700 万円の追徴課税が発生したが、当期利益は 2,011 万 8,631 円となり、純資産は 1 億 208 万 1,673 円に増えた。

一般財団法人野田市開発協会

26 年度から一般財団法人に移行した中で、経営再建計画に基づき、職員給与等の削減、利用料金の改正、自動精算機の導入やクレジットカードの利用開始などを行った。また、利用者は、冠水による 21 日間のコース閉鎖の影響もあったが 26 年度に比べ 462 人増加した。

野田市土地開発公社

職員体制の見直しについては、平成 26 年度までの市職員の派遣による常務理事の配置から、外部からの常務理事に変更した。

一部土地の売却を行うなど、経営の健全化に努めた。

野田業務サービス株式会社

学校給食及び学校給食センターの調理業務を受託した。社員の質の向上を図るため、調理師免許資格の取得を奨励し、有資格者が 6 人増加した。

また、太陽光屋根貸し事業の維持管理業務の受託を予定していたが、事業自体が実施に至らなかったことから、新たな事業展開に進展はなかった。

株式会社野田自然共生ファーム

継続した受託事業の取組により、経営の安定化を図った。

実施(達成)項目

・一般財団法人野田市開発協会の経営再建計画に基づく対策を支援	・野田市土地開発公社の職員体制の見直し
・野田業務サービス株式会社の経営の安定化及び社員の質の向上を図るため、経営改革案に基づく経営改善を支援	・株式会社野田自然共生ファームの収益事業の検討
株式会社野田自然共生ファームの就農支援事業の支援	

一部実施(一部達成)項目

・野田市土地開発公社の自主事業用地の売却検討及び処分

未実施(未達成)項目

・野田業務サービス株式会社の新たな事業展開について検討

(5) 財政運営の健全化

平成 27 年度に作成した平成 28 年度予算編成方針において、予算要求基準を義務的経費以外は一般財源ベースで前年度当初予算比 10%削減、市単独建設事業は 30%削減として経費の見直しを求めた。

債務負担行為については、内容を精査し、残高の抑制に努めた。市債の発行については、合併特例債よりも有利な全国防災事業債等を用いることにより、本市独自のプライマリーバランスの考え方を遵守した。

市の補助金への依存率(補助金/(歳入総額-繰越金))が 50%以上の団体については個別の補助金交付規則等、補助金依存率が 50%以下の団体につ

いては野田市補助金等交付規則を改正して、28年4月1日から事業費補助金及び運営費補助金のいずれも不用額に対し精算、返納等を行うこととした。

収納率向上については、水道料金の未納付者へは毎月、督促状を送付するとともに、年2回の特別催告状を送付した結果、収納率の目標を達成したが、市税、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅使用料、住宅新築資金等貸付金元利収入及び下水道受益者負担金は、未達となった。また、保育所保育料、学童保育所保育料では、口座振替の加入を促進した。

給付サービスの見直しについては、難病療育者見舞金の疾患拡大に合わせ見舞金の見直しを行った。また、77歳と95歳の方を対象とした敬老祝品(NOX 券)の金額を3,000円から2,000円に減額した。

入札及び契約制度については、公契約条例の適用範囲の拡大をしなかった。

ちば電子調達システムを利用して28・29年度入札参加資格審査申請手続の受付処理を行った。

使用料等の一斉見直しについては、物価、景気の動向から実施しなかった。

実施(達成)項目

・水道料金(現年分)の収納率の向上	・保育所及び学童保育所の保育料について口座振替の加入を促進
・保育所及び学童保育所保育料について、新たな徴収対策を検討	・難病療育者見舞金の疾患拡大への対応
・敬老祝品の見直しを実施	

一部実施(一部達成)項目

・経費の聖域なき見直し	・本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守
・補助金交付の根拠例規等の整備促進	・補助金削減ルールの見直し
・公契約条例の適用範囲の拡大等の検討・実施	・電子入札案件の導入拡充等、入札・契約制度の充実の推進

未実施(未達成)項目

・市税の収納率の向上	・国民健康保険税の収納率の向上
・介護保険料の収納率の向上	・市営住宅使用料の収納率の向上
・住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の収納率の向上	・下水道受益者負担金の滞納繰越分の収納率の向上

その他

・使用料等の負担の適正化

(6) 情報化の推進

戸籍事務の電算化については、9月24日より稼働を開始した。

実施(達成)項目

・戸籍電算化システムの導入

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

行政需要の変化に的確に対応するため、組織の分割、統廃合や新設を行った。

平成 27 年 4 月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく総合教育会議を 3 回開催した。

生物多様性について、みどりの市民会議の活用を検討した結果、平成 29 年度の「生物多様性のだ戦略」の見直しに併せて設置条例の一部改正を行うこととした。また、附属機関の整理等については、各附属機関の活動状況を調査した結果、統廃合を行うべき附属機関はなかった。

実施(達成)項目

・組織の統廃合の実施	・総合教育会議の運営及び大綱の策定事務を教育委員会に委任
------------	------------------------------

・附属機関の新設や既設の附属機関について必要性を検証

一部実施(一部達成)項目

・生物多様性の取組について、みどりの市民会議を活用

(2) 定員の適正化

職員削減計画の推進については、26 年度当初職員数 1,034 人に対し 13 人削減し、27 年度当初職員数 1,021 人となった。また、職員削減による財政効果は、26 年度当初の職員数との比較で 1 億 140 万円となった。

職員配置ヒアリングを実施し、各課の事務事業に応じた職員配置数の査定を行い、機動的な職員配置を実施した。

再任用制度については、28 年度から市民生活課、商工観光課等の 6 職場を追加し、職域を拡大することとした。

臨時職員の雇用の適正化については、地方公務員法第 22 条に規定する臨時職員の 1 年以内の雇用に徹底した。

実施(達成)項目

・職員削減計画の推進	・適正な職員配置の推進
------------	-------------

・一般職の非常勤職員の長期継続雇用を実施	・臨時職員の任用期間の徹底
----------------------	---------------

一部実施(一部達成)項目

・再任用制度の見直し	・臨時職員等の賃金等の取扱いについては、給与等検討の動向に留意し、適切に対応
------------	--

(3) 給与の適正化

持家に係る住居手当については、27 年度に 7,000 円から 6,000 円に引き下げた。また、28 年度以降 2,000 円ずつ段階的に引き下げ、28 年度は 4,000 円、29 年度は 2,000 円、30 年度に廃止することとした。

期末・勤勉手当に係る役職加算については、国及び県よりも高い水準にあるため、26 年度に引き続き具体的な引下げの内容の検討及び地方公務員法第 55 条第 1 項に規定する交渉を行った。

時間外勤務の適正化については、「時間外勤務削減緊急対策プラン」に基づき、職員の意識改革及び事務の見直しを図ったことにより26年度と比較して約6,400時間の時間外勤務を削減した。

実施(達成)項目

・持家に係る住居手当の引下げ実施

一部実施(一部達成)項目

・期末、勤勉手当の役職加算の見直し検討	・時間外勤務削減緊急対策プランによる削減実施
---------------------	------------------------

(4) 職員の資質の向上

人事評価制度の構築については、評価精度向上のため、人事評価研修のほかに、評価者間の評価水準の平準化を目指し、評価者を対象に研修を実施した。

一部実施(一部達成)項目

・新人材育成基本方針の策定	・人事評価精度向上の検討
・希望降格制度の検証及び課題整理	

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメントの基本方針の策定

27年4月1日から営繕課を設置し、事務分掌にファシリティマネジメントに関することを規定した。

保健センターの耐震診断業務委託を実施し、千葉県耐震判定協議会の耐震判定書による報告を受けた。(IS値=0.536)

障がい者団体、高齢者団体の会員を対象に公共施設のバリアフリー化に関する調査を実施したところ、35施設に対し336件の要望があった。その結果を基に、福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会に諮り、28年度は中央公民館1階多目的トイレの扉、便器等の改修工事や七光台会館及び島会館のトイレの一部洋式化等6事業を実施することとした。

実施(達成)項目

・営繕課の設置	・保健センターの耐震診断の実施
・バリアフリーに関するニーズ調査の実施	

(2) 公有財産の有効活用

売払いを一旦凍結した年度から、土地の評価(地価公示価格及び県基準値価格)が下落傾向にあるため、売却は再開しなかった。

都市計画道路の残地について、隣接地権者より払下げの希望があり、野田市財産処分審査委員会で土地の売払いが可決され、2,613千円で処分することができた。また、廃道敷についても、隣接地権者へ6件、2,523千円の処分を実施した。

新たな広告媒体となる公共物を検討したが、効果が期待できるものがなかった。

一部実施(一部達成)項目

・行政財産の用途を廃止し、普通財産とした土地について、売却の可能性を検討	・新たな広告媒体の活用を検討
--------------------------------------	----------------

その他

・処分を決定した普通財産の内、売払いを一旦凍結している5か所については、経済状況が向上し、買受需要が高まり次第、売却を再開

行政改革大綱実施計画の平成 27 年度の取組状況(総括表)

< 行政改革の財政効果 >

財政効果については、27 年度から 32 年度までの 6 年間の目標額は、約 42 億 6,671 万円であり、27 年度は約 2 億 3,036 万円であるが、目標額を約 2,341 万円上回る結果となった。

項目別、年度別の実績は別紙のとおり。

年 度	目 標 額	実 積	達成率
27 年度	2 億 695 万円	2 億 3,036 万円	111.3%
28 年度	4 億 3,933 万円		
29 年度	6 億 298 万円		
30 年度	7 億 8,698 万円		
31 年度	10 億 1,212 万円		
32 年度	12 億 1,835 万円		
合 計	42 億 6,671 万円	2 億 3,036 万円	5.4%

平成27年度行政改革大綱実施計画取組状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

取組結果 ○実施(達成) △一部実施(一部達成) ×未実施(未達成) —その他

① 自治会との協働による行政課題への対応

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
自治会との協働による行政課題への対応 （市民生活課）	・未加入の要因分析及び対応策の検討・実施	△	自治会の加入率については、平成27年6月1日現在で71.6%と年々減少となっているが、未加入の要因の一つとして、自治会の役割や必要性の認知不足が挙げられた。 このことから27年度は、自治会の必要性を周知し、加入促進を図る目的として、野田市自治会連合会と連携の上、28年3月に「自治会加入促進リーフレット」を作成し、自治会未加入者への勧誘資料として、各自治会に配布するとともに、転入者に対しては、市民課や支所・出張所の各窓口において配布を行い、自治会への加入促進を図ることとした。	近隣市の自治会未加入の状況を確認する等、引き続き要因分析を行うとともに、自治会活動の活性化を目的とした運営マニュアルを野田市自治会連合会において作成し、参考としてもらうことで、より魅力ある地域（自治会）づくりを促進し、加入率の向上を図る。 （平成28年度実施予定）	—

② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり (生活支援課、高齢者支援課、児童家庭課、保育課、行政管理課、関係課)	・地区社会福祉協議会連絡会の設置	○	地区社会福祉協議会連絡会を年3回開催し、情報提供を行うなど地区社会福祉協議会を支援した。		—
	・特別養護老人ホーム(70床分)の整備事業者の公募	○	愛宕駅東第一土地区画整理事業地区内に整備する中心市街地への70床の特別養護老人ホームについては、平成27年6月に事業者の公募を行い、「社会福祉法人法師会」を整備候補者として選定した。 同法人が整備する「(仮称)ふれあいの里」は、28年度の県補助事業として、28年3月に事前審査の承認を受けた。 (30年3月までに事業所開設予定)		—
	・日常生活自立支援事業の実施	○	千葉県社会福祉協議会の委託を受け、判断能力に不安がある高齢者や障がい者に対し、住み慣れた地域で生活できるよう、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する支援や日常的な金銭管理の支援を野田市社会福祉協議会において平成27年4月から開始した。		—
	・市民後見人の養成研修の実施	○	市民後見人養成講座の開催を野田市社会福祉協議会に委託し実施した。 ・開催期間：平成27年10月21日から28年2月3日まで (上記の期間のうち11日間) ・講義：47時間 ・実技講習：15時間 ・受講者数：13人(全員が全課程を修了)		—
	・法人後見の実施検討	○	日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会が、養成した市民後見人により法人後見業務を担い、経験を重ねていく形で、後見業務の継続性・永続性が担保されると考えており、社会福祉協議会において平成29年1月から法人後見を実施することとした。		—
	・介護支援ボランティアポイント制度によるボランティアの研修、登録の推進	○	平成26年10月に制定した「野田市介護支援ボランティア制度実施要項」に基づき、26年11月に社会福祉協議会と「野田市介護支援ボランティアポイント事業」の業務委託契約を締結した。 登録施設やボランティアの説明会を開催し、27年1月からボランティアに取り組んだ。 ・26年度末…ボランティア登録者134人/受入施設43事業所事業者/ボランティア登録者向け説明会4回 ・27年度末…ボランティア登録者165人/受入施設45事業所事業者/ボランティア登録者向け説明会3回		—

③ キャリアデザインによるまちづくり

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
キャリアデザインによるまちづくり （社会教育課、学校教育課、指導課、社会体育課、行政管理課、関係課）	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館、郷土博物館、春風館道場との連携強化策の実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 春風館道場に郷土の武道家「中野栄三郎」のパネルを設置した。春風館道場が郷土の武道家の情報を提供し、郷土博物館で歴史的な考証を行った。 合同防犯訓練を実施した。 NPO法人野田春風会が平成 27 年 9 月 27 日に市民会館において作家の佐江衆一氏を招き、「私たちの剣と禅の心」について入場無料で講演会を主催し、50 人の参加があった。 		—
	<ul style="list-style-type: none"> 自主調査研究グループの育成 	○	<ul style="list-style-type: none"> 自主研究グループ育成連続講座「やってみよう昔の農業体験」を実施した。参加者は、第 1 回 11 人、第 2 回 10 人、第 3 回 10 人、第 4 回 7 人であった。育成講座終了後、参加者 3 人が集まり、自主研究グループの活動を開始した。 平成 23 年度に結成された自主研究グループ「なつかしの道具探究会」が調査活動の成果をまとめ、郷土博物館にて企画展（市民の文化活動展）を企画開催した。 		—
	<ul style="list-style-type: none"> 武道講演会の開催 	○	NPO法人野田春風会が平成 27 年 9 月 27 日に市民会館において作家の佐江衆一氏を招き、「私たちの剣と禅の心」について入場無料で講演会を主催し、50 人の参加があった。（再掲）		—
	<ul style="list-style-type: none"> 学力の向上支援、地域の特性を生かした特色ある学校づくり等との連携 	○	【指導課】 <ul style="list-style-type: none"> 土曜授業の実施 学力向上を目指し、市内全小中学校で第 2・第 4 土曜日を原則とした土曜授業を 15 回実施した。土曜授業は教育課程に位置付け、平日になかなか取り上げられない補充的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行った。 （土曜授業アシスタント：177 人） 地域教育プラットフォーム事業 地域の教育資源・人材を活用した豊かな学校教育の展開を目指してきた「野田市教育環境整備事業」のステップアップを図るため、市内 11 中学校区を単位として学校支援地域本部の活動推進を図った（地域教育コーディネーター：28 人）。 1 学校支援地域本部事業 学力向上を目指した学習支援、図書室の活用促進（業務の電算化）、キャリア教育の推進を始め、行事を通して地域との交流など、学校の要望に応じた支援ができた。 		—

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
			<ul style="list-style-type: none"> • キャリア教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校 9 年間を見通したキャリア教育の充実を図るため、情報交換や協議を実施し、小中連携を進めることができた。 2 学校支援地域教育コーディネーターが、各関係諸団体や事業所等とのコーディネートを進める中、職場体験学習、社会人講演会への参加等の充実を図ることができた。 3 中学 2 年生における連続 3 日間の職場体験 職場体験を通して、働くことの喜びや大変さ、礼儀やマナー、コミュニケーションの大切さを学ぶことができた。 4 小学 6 年生における「職業に直接関わる体験活動」 <ol style="list-style-type: none"> ①就業密着観察学習、②キャリアアドバイザーを招いての講話やものづくり学習、③上級学校での学習や交流体験に取り組んだ。 • 地域人材の活用事業 <p>多くの地域支援者から専門的な指導を受け、特色ある教育活動を展開することができた。特に、中学校においては武道指導を通じて、武道の技術、伝統的な礼儀作法等を身に付けさせ、安全面に配慮した授業を展開した。また、小学校外国語活動においては、地域の支援者と学級担当がチーム・ティーチングで指導することにより、児童の興味関心を高めることができた。</p> • 東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づく連携事業 <p>本市の子どもたちの「確かな学力」の基礎となる興味関心の向上及びそのための教員の資質・能力の向上を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別授業 <p>学校から 58 件の希望があり、22 件の特別授業（果物や炭で電池を作る実験、いろいろな化学変化など）を実施した。</p> 2 教員研修講座 <p>教員の要望を踏まえ、小学校の教員を中心に物理（電磁気学分野）・地学（火山灰の観察）の実験講座を東京理科大学キャンパスで実施した。小学校教員 10 名、中学校教員 3 名が受講した。</p> 		

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
			<p>【学校教育課】 小中学校にサポートティーチャーを配置することにより、担任も含め複数で指導に当たることが可能となり、個々に応じたきめの細かい授業に取り組んだ。授業内容は、算数・数学を中心に担任とのチームティーチング、必要に応じ習熟度別や学習課題別等の少人数編制によるグループ学習を行った。学校の実情に合わせて他の教科や他の学年についても弾力的に実施した。</p> <p>【社会教育課】 ・学校環境整備による教育環境の充実 社会教育課及び木間ヶ瀬公民館において木間ヶ瀬小学校の学校図書室の環境整備を主とする学校支援ボランティア養成講座を開催した。 延べ参加者数 62人</p>		

④ NPO法人及びボランティア団体との協働

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
NPO法人及びボランティア団体との協働 (市民生活課、生活支援課)	・新たな支援策及び財政的支援の検討	△	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援センターの体制の強化策の検討 センター機能の強化とサービス向上を図るため、平成28年4月1日からセンター長を配置するとともに、水曜日もコーディネーターを在席させることとした。 財政支援の仕組み等の検討 市民活動団体（特定営利活動法人、ボランティア団体その他まちづくりを行う市民団体）の資金面の支援として、補助金制度を創設するため、財政支援の仕組み等の検討を行った。 	市民活動団体（特定営利活動法人、ボランティア団体その他まちづくりを行う市民団体）の活動活性化及び財政的な自立に向けた財政支援として、団体運営に係る独自の補助制度を創設し、予算措置の検討をする。	—
	・NPO法人及びボランティア団体等の育成	○	市民活動支援センターでは、「NPO 法人の運営について」「市民活動団体助成金について」「パソコン講習会」などのミニ学習会や県出前講座「法人設立について」、県との共催で「市民活動マネジメントセミナー～資金調達について～」を開催し、市民活動団体の支援・育成を進めた。		—
	・市民活動支援センターの利用促進のための具体的な方策の実施	○	<ul style="list-style-type: none"> 本市のホームページに市民活動支援センターのページを開設し、センターの利用案内や登録団体の紹介等を掲載し、情報発信をした。 市民活動支援センター内の「フリースペース」を更に多くの団体が利用できるよう、予約制を導入するための検討を進め、平成28年度から導入することとした。 センター機能の強化とサービス向上を図るため、平成28年4月1日からセンター長を配置するとともに、水曜日もコーディネーターを在席させることとした。（再掲） 	・市役所8階旧レストラン会議室を市民活動支援センターに登録したNPO法人及びボランティア団体が、更に利用できるような予約制度の見直しを実施する。	—

⑤ 市民参加の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
市民参加の推進 （総務課、行政管理課、企画調整課、秘書広報課）	・ 審議会等への公募委員の導入に関する基本方針の改定	○	公募委員を導入することとした 26 の審議会等に公募委員枠の導入を完了したことから、更なる市民参加を推進するため、総合計画において公募委員を 1 人導入している審議会等について 2 人に拡大する目標を設定したことに合わせて、「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」の見直しを実施した。		—
	・ 各審議会等において公募委員枠の拡大を順次実施	○	水道事業運営審議会において、公募委員を 1 名から 2 名に拡充し、募集を実施した。		—
	・ 新たな市民参加手法の調査、検討	△	新たな市民参加の手法として、インターネット調査の実施を検討したが、大量の調査結果を早く、安く入手できる一方、回答者の偏りや回答内容の信頼性に問題があるなどの指摘があり、公平な市民参加手法として課題があることから、現時点で実施しないこととした。	引き続き、他団体で導入している市民参加手法を調査、検討し、効果が認められる場合には導入を図る。	—
	・ まめメールの周知及び緊急性の高い情報を精査しながら、必要に応じて配信内容の充実を検討	○	<p>くらしの便利帳、市ホームページ等でまめメールの周知を図っている。情報の配信については、平成 18 年 5 月 15 日から子どもたちの一層の安全確保のため、子ども安全メール配信サービスを開始し、21 年 6 月 1 日からは、野田市安全安心メール「まめメール」として 5 つの情報（防犯、子ども安全、防災、光化学スモッグ、火災）のメール配信を実施した。</p> <p>さらに、24 年 3 月 1 日からは消費生活情報の配信を追加したほか、25 年 4 月 1 日から防犯情報の配信内容に「行方不明者に関する情報の提供依頼」を追加するなど、配信内容（分野）の充実を図ってきた。今後も必要に応じて、配信内容（分野）の充実を図っていく。</p>		—

(2) 民間活力の有効活用

① 指定管理者制度活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
指定管理者制度活用の推進 （障がい者支援課、保育課、文化センター、児童家庭課、行政管理課、関係課）	・あさひセンターへの指定管理者導入	○	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市立あさひ育成園 平成27年4月から指定管理者制度を導入した。 ○指定管理者 社会福祉法人はーとふる ○指定期間 4年間 (平成27年4月1日～平成31年3月31日) ○財政効果 直営経費との比較 ▲10,851千円 <ul style="list-style-type: none"> ・直営(24年度)の経費 35,511千円 ・27年度指定管理後の経費 24,660千円 ・野田市立こだま学園 平成27年4月から指定管理者制度を導入した。 ○指定管理者 社会福祉法人はーとふる ○指定期間 4年間 (平成27年4月1日～平成31年3月31日) ○財政効果 直営経費との比較 713千円 <ul style="list-style-type: none"> ・直営(24年度)の経費 73,263千円 ・27年度指定管理後の経費 73,976千円 ※こだま学園については、指定管理者制度導入により療育体制の充実や新たに地域支援事業を開始するなど、施設サービスの向上を図ったことにより指定管理料が増額となった。 		▲10,138

② 公共施設の管理及び運営の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
学童保育所 (児童家庭課)	・小学校区単位で過密化する学童保育所新設にかかる準備	○	平成 27 年 4 月 1 日現在、過密化している学童保育所は学童保育所単位で 9 か所、小学校区単位で 5 か所ある中で、過密化解消に向けた準備業務として、清水第三学童の新設工事に向けた設計業務、北部学童の移設工事に向けた測量と地質調査及び設計業務を実施した。また、学童保育所単位で過密化している野田第二学童の増設工事の設計業務を行った。	平成 28 年度は、清水第三学童の新設工事及び野田第二学童の増設工事を行い、過密化の解消を図る。また、29 年度の過密化解消に向け、北部学童の移設工事を 28 年度から 2 か年で進めるとともに、宮崎第三学童の新設工事に向け設計業務を進める。 なお、岩木小学校区については、27 年度より過密が常態化していることから、学校関係者等と余裕教室の利用について協議を進める。28 年度から小学校区単位で新たに過密化となった七光台小学校区と年間を通した過密化にはなっていない南部小学校区については、引き続き児童数等の推移を注視していく。	—
	・直営学童保育所の委託に向け、保護者協議会との協議を実施	—	直営学童保育所は、市内に 14 か所あり、直営学童保育所の委託は、学童保育所保護者協議会との協議を踏まえて実施する予定であった。 保護者協議会が委託に反対であったため、協議ができない状態が続いていたが、平成 27 年 5 月 15 日に協議会が解散した。	学童保育所保護者協議会が解散したため、今後どのような形で保護者との委託協議を進めていくかについて、至急検討をする必要がある。	—

③ 現業部門の業務の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 （千円）
現業部門の業務の民間委託 （清掃第一課、清掃第二課、教育総務課、行政管理課、関係課）	・退職不補充による民間委託を順次行い、新清掃工場の稼働に合わせて対応	○	清掃工場管理部門の職員の退職不補充により、27年度から新たにごみの収集業務の1コース分を民間業者に委託した。結果、収集区域10コースのうち5コースが委託となった。		▲1,373

④ 有効な民間活力活用法の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 （千円）
有効な民間活力活用法 の検討 （行政管理課）	・新たな民間活力の活用法の検証	△	学校へのエアコン整備に当たり、近隣市で導入実績のある PFI 方式の導入の検討をしたが、本市において導入するメリットがなかったことから導入しないこととした。	引き続き、新たな民間活力の活用法の検証を実施していく。	－

(3) 行政サービスの在り方の検討

① 公立幼稚園の在り方

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
公立幼稚園の在り方の検討 (学校教育課)	次の事項を総合的に検討し、子ども・子育て新制度へ対応 <ul style="list-style-type: none"> ・市内私立幼稚園が新制度に移行する場合の保育料の設定及び私立幼稚園就園奨励費補助金の見直し ・私立幼稚園との整合を図るため、公立幼稚園保育料の値上げ及び一元化 ・関宿地区の幼稚園の供給過多に対応するため、関宿中部幼稚園と関宿南部幼稚園の統合又は関宿南部幼稚園の休園の検討 	△	平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」については、私立幼稚園で新制度に移行する園はなかったため、総合的な検討には至らなかった。 なお、新制度の保育料（利用者負担）については、本市在住の園児が市外の新制度に移行した私立幼稚園に就園する場合も適用されることから、国の保育料基準及び幼稚園就園奨励費補助を勘案し、新たに保育料の設定を行った。	平成 29 年度より聖華幼稚園が新制度に移行するが、その他の私立幼稚園は新制度に移行する予定がないため、総合的に検討を進める必要がある。	—

(4) 外郭団体等の見直し

① 公社等外郭団体の運営の合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
<p>一般財団法人野田市開発協会 (みどりと水のまちづくり課)</p>	<p>・収益の改善を図るため、引き続き経費削減と入場者増加対策を柱とした、経営再建計画に基づく対策を支援</p>	<p>○</p>	<p>経営再建計画に基づき下記の取組を実施した結果、野田市パブリックゴルフ場の平成 27 年度の入場者数は、ひばりコースが 55,281 人で前年度比 1,171 人の減、けやきコースが 41,356 人で前年度比 1,633 人の増となった。</p> <p>27 年度は、それまで順調であった入場者数が、9 月 9 日から 11 日にかけて発生した関東・東北豪雨により、ひばりコースの全コースが冠水し 21 日間のクローズとなり、約 2,100 万円の収入減となった。</p> <p>また、24 年度から 26 年度分の税務調査が行われ、24 年度に実施したみなし寄付金の損金算入率の誤りと、ひばりコースのコース使用料の消費税課税扱いの誤りが指摘され、この 2 点の指摘により、本税、加算税及び延滞税で約 4,700 万円の追徴課税が発生した。</p> <p>このため、27 年度の決算は、当期利益が計画の 5,801 万円より 3,789 万円少ない、2,011 万 8,631 円となったが、純資産は 1 億 208 万 1,673 円に増えた。</p> <p>(1) 経費削減のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市への使用料（建設償還分）納入を猶予 ・市への使用料（基金分）を全額免除 ・地権者の協力により借地料基本額を 3 割削減 ・職員給与の 9%削減等を実施 <p>(2) 安定的な経営実現に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひばりコース <ul style="list-style-type: none"> ・自動精算機の導入とクレジットカードの利用を開始 ・レンタルクラブ、シューズの料金半額と 29 歳以下ゴルファーへの無料化を実施 ●けやきコース <ul style="list-style-type: none"> ・施設改修によるサービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> 老朽化したクラブハウスのエアコンの入替え、道路、駐車場の区画線の引き直し、玄関部分の歩道のゴムタイルの張り替え等を実施 ・お客様のニーズに合わせたコースの改良 <ul style="list-style-type: none"> 5 番ホールの距離を 135 ヤードから 185 ヤードに伸ばす改良工事を実施 	<p>経営再建計画の当初の計画期間であった、平成 25 年度から 27 年度までの 3 か年の計画の実施により、24 年度末にマイナス 3 億 7,345 万 1 千円であった純資産は、27 年度末にはプラス 1 億 208 万 2 千円の黒字となった。</p> <p>市の主導で策定した再建計画の期間が終了し、入場者数及び純資産ともに目標を達成することはできたが、長期的には安定した経営状況とは言えない。</p> <p>市は経営再建計画に基づく支援を継続するが、今後は、開発協会自らが「再建計画」を立案・実行する必要があり、また、運営資金が不足した場合には開発協会が自らの責任において金融機関から借入れし、経営していかなければならない。</p> <p>このため、今後も常に収支の見直しを検討しつつ、野田市パブリックゴルフ場の評価に見合った適切な料金体系の設定や、サービス水準の維持・増進、営業の強化により入場者数の増加を図り、安定した経営の実現に努める必要がある。</p> <p>(1) 経費削減のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市への使用料（建設償還分）納入の猶予を継続 ・市への使用料（基金分）の全額免除を継続 ・地権者の協力による借地料基本額の 3 割削減を継続 ・職員給与の 9%削減等を継続 <p>(2) 安定的な経営実現に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長以上の職員の参加により実施していた、連絡事項の確認が主たる役割であった「代表者会議」から、目標管理や進行管理を主たる役割とする「経営会議」への変更 ・職員が中心となり、今後の経営改善を図るため、新たな「再建計画」の作成を目的とした「営業会議」を新設 ●ひばりコース <ul style="list-style-type: none"> ・3 月 1 日から 10 月末まで「早朝 HALF プレー」の本格実施 ●けやきコース <ul style="list-style-type: none"> ・開場 20 周年記念事業の実施 	<p>—</p>

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
野田市土地開発公社 （用地課）	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制の見直し実施 自主事業用地の売却検討及び処分 	<p>○</p> <p>△</p>	<p>職員体制の見直しについては、平成 26 年度までの市職員の派遣による常務理事の配置から、27 年度は外部からの常務理事に変更し、円滑に事務を遂行することができた。</p> <p>自主事業用地の売却検討については、七光台第二次造成地の一部（1 区画）を売却することができた。その他の自主事業用地についても、引き続き公募等による売却を計画している。</p>	<p>現在、即売できる土地である 3 事業地（七光台第一・第二、鶴奉）については、市の事業等に係る代替地としてのあっせんを含め、順次、公募の手続を進める。</p>	—
野田業務サービス株式会社 （行政管理課）	<ul style="list-style-type: none"> 経営の安定化及び社員の質の向上を図るため、経営改革案に基づく経営改善を支援 新たな事業展開について検討 	<p>○</p> <p>×</p>	<p><学校給食業務受託> 学校給食調理業務では、学校給食調理業務及び学校給食センター調理業務を受託し、小・中学校 24 校に 1 日給食数 11,423 食を、配膳業務では、小・中学校 13 校及び幼稚園 2 園に、1 日配膳数 5,737 食を提供した。</p> <p><社員の質の向上> 資格取得を奨励した結果、新たに 6 人が調理師免許を取得し、有資格者は調理社員 81 人中 65 人となった。また、社内外の研修を実施、参加することで、知識習得を図った。</p> <p>新たな事業展開の検討については、太陽光発電事業者に市内小中学校の校舎や体育館などの屋上や屋根を貸し付ける屋根貸し事業を平成 26 年度内に開始され、維持管理業務を受託する予定であったが、事業の実施に至らなかった。</p> <p>以降、新たな事業展開について進展していない。</p>	<p>新たな事業展開について検討を実施していく。</p>	—

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）												
株式会社野田自然共生ファーム （農政課）	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業の検討 就農支援事業の支援 	<p>○</p> <p>○</p>	<p>○収益事業の検討 1 江川地区の水稲及び船形地区の麦、大豆の生産・販売などに取り組み、収益の確保に努めた。 （参考）平成 27 年度収穫量等</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>作付面積(ha)</td> <td>収穫量(t)</td> </tr> <tr> <td>・コシヒカリ</td> <td>約 5.1</td> <td>約 9.8</td> </tr> <tr> <td>・麦</td> <td>約 78</td> <td>約 261</td> </tr> <tr> <td>・大豆</td> <td>約 36</td> <td>約 18</td> </tr> </table> <p>○収益事業の検討 2 TPP 対策として国が創設した畜産クラスター事業に沿って協議会を設置し、自給飼料の生産試験を国の補助を受けて実施した結果、堆肥センターのみみ殻粉碎機を利用したSGS（ソフトグレインサイレージ）の加工事業が具体的となったため、28 年度に本格的な試験を実施する。 ○就農支援事業の支援取組 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つに位置付けられた「地方における安定した雇用を創出する」に対応した事業として、（株）野田自然共生ファームに専門部署を設け、補助金を交付し、新規就農者 4 名を雇用した。実践的な研修等を実施し、就農を行うためのトラクター等の資機材の購入、農業用倉庫兼作業所の整備を行い、中里及び船形の遊休農地 1.4ha を同社が借り上げ、遊休農地の解消に努めた。</p>		作付面積(ha)	収穫量(t)	・コシヒカリ	約 5.1	約 9.8	・麦	約 78	約 261	・大豆	約 36	約 18	<p>飼料用米などの新たな作物への取組を進め、更なる収益の確保を図る。</p> <p>SGSを事業化することで、新たな収益事業が生まれ、更なる収益の確保を図る。</p>	—
	作付面積(ha)	収穫量(t)															
・コシヒカリ	約 5.1	約 9.8															
・麦	約 78	約 261															
・大豆	約 36	約 18															

(5) 財政運営の健全化

① 財政規律の堅持

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
財政規律の堅持 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> • 経費の聖域なき見直し • 将来負担比率に影響を及ぼさない債務負担行為の抑制及び本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守 	<p style="text-align: center;">△</p> <p style="text-align: center;">△</p>	<p>平成 28 年度予算編成方針において、次期総合計画及び行政改革大綱実施計画の確実な実行とともに、全ての事業において従来手法に捕らわれることなく見直しを行い、経費の削減と積極的な財源確保を図ることを予算編成の基本的な考え方とした。</p> <p>具体的には、予算要求基準において、義務的経費以外は一般財源ベースで前年度当初予算比 10%削減、市単独建設事業は 30%削減として経費の見直しを求めた。</p> <p>債務負担行為については、新規の予算措置に際して内容を精査し、残高の抑制に努めた。また、市債の発行については、合併特例債よりも有利な全国防災事業債等を用いることにより、27 年度は本市独自のプライマリーバランスの考え方を遵守した。</p>	<p>小中学校及び幼稚園の空調設備設置事業による公債費増及びランニングコストの発生による経常経費の増加が見込まれる。このため、平成 30 年度以降の 10 年間は更に厳しい市債発行上限額の設定を行うことで、公債費の抑制を図るとともに、引き続き経費削減に努める。</p> <p>平成 28、29 年度は、小中学校及び幼稚園の空調設備設置事業を多額の通常債で実施しなければならなかったことから、本市独自のプライマリーバランスが一時的に崩れることになる。</p> <p>空調設備設置事業によりプライマリーバランス上限額を超えて発行した額については、平成 30 年度から 39 年度までの 10 年間の発行上限額を引き下げることで市独自のプライマリーバランスの考え方を遵守する。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

② 市税、使用料等の収納率の向上

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
市税・国民健康保険税 （収税課）	<ul style="list-style-type: none"> 市税の収納率目標 93.3% 国民健康保険税の収納率目標 70.0% 	×	<p>市税収納率 91.87%（平成 26 年度比 +0.39 ポイント） 国民健康保険税収納率 65.68%（26 年度比 +0.07 ポイント）</p> <p>市税及び国民健康保険税の収納率向上を図るため、滞納処分等の月次・年次目標件数を設定し、現年度新規未納者の徴収に早期着手した。臨時納税コールセンターの設置、分納誓約の履行管理、財産調査の強化を図り、インターネット公売を継続実施し、効果的、効率的な徴収対策に努めた結果、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は、市税が 0.39 ポイント増加し 91.87% で、27 年度目標値の 91.6% は達成した。国民健康保険税は、0.07 ポイント増加したものの、27 年度目標値の 66.6% を達成できなかった。</p>	<p>平成 28 年度より滞納処分の月次・年次目標値の見直しを行った。 28 年度より困難事案担当を設置した。 28 年 9 月から、職員 1 名を東京都主税局に派遣し、特殊な滞納処分等の手法習得に努める。</p>	▲131,442
介護保険料 （収税課）	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の収納率目標 96.9% 	×	<p>収納率 96.27%（26 年度比 +0.46 ポイント）</p> <p>市税・国民健康保険税とともに介護保険料の滞納整理事務に努めた結果、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は、0.46 ポイント増加し、27 年度目標値の 96.2% は達成した。</p>	同上	▲489
市営住宅使用料 （営繕課）	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅使用料の収納率目標 91.0% 	×	<p>収納率 90.74%（26 年度比 +0.5 ポイント）</p> <p>家賃滞納整理事務取扱要綱に基づき、滞納者への督促状の送付や書面での催告、電話催告を実施するとともに、夜間徴収や保証人への納付指導を実施した。また、強制退去者で長期を経過し当事者が亡くなったりして回収の見込みのない者へは不納欠損処分を実施した。</p> <p>家賃や、駐車場使用料滞納者への電話などによる納付指導を強化した結果、26 年度に比べ 0.5 ポイント増加した。</p>	<p>滞納者に対し督促状、催告書の送付、電話での督促、臨戸徴収を実施するとともに、連絡の取れない滞納者に対しては連帯保証人に対しても納付指導を実施する。また、家賃等を滞納するものについては生活状況を把握し状況に応じ家賃等の減免制度を案内していく。</p>	▲494
住宅新築資金等貸付金元利収入 （人権・男女共同参画推進課）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の収納率目標 5.5% 	×	<p>滞納繰越分収納率 1.43%（26 年度比 -0.1 ポイント）</p> <p>滞納者への戸別訪問や電話催告等の納付指導に努めたが、貸付制度開始から 35 年以上が経過しており（平成 14 年度以降は償還のみ）、債務者の高齢化や厳しい経済状況の中、長期滞納者や少額分納で支払いを継続している者が固定化しているため、滞納繰越分の収納率を上げることが困難になっている。</p>	<p>滞納繰越分のうち、借受人や連帯保証人の死亡、居所不明、自己破産等の理由により、実質的に回収が困難となっている事例が多くなってきたことから、今後、具体的な個別の調査を実施した上で、法的措置等を含めた当該債権の対応について検討する。</p>	+191
下水道受益者負担金 （下水道課）	<ul style="list-style-type: none"> 下水道受益者負担金の滞納繰越分の収納率目標 4.7% 	×	<p>滞納繰越分収納率 2.49%（26 年度比 -0.18 ポイント）</p> <p>催告書の発送を行うとともに、個別訪問について過去の多額滞納者への集中的な再訪問に取り組んだ。臨戸訪問時の折衝の機会は増えたが、納付に至らず目標値を達成することができなかった。収納率は前年度より 0.18 ポイント減少した。</p> <p>また、出納閉鎖期間に現年度分未納者への臨戸訪問を実施し、滞納繰越額の減少を図った。</p>	<p>滞納者と接触機会を確保するため、臨戸訪問に重点を置き、受益者負担金の必要性の周知徹底や納付意識の向上を図るとともに収納率向上に努める。</p> <p>また、新規に賦課した者に対しては、早期の段階で計画的に電話催告、訪問を実施し新たな滞納繰越額が発生しないよう努める。</p>	+83

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）																										
水道料金 （水道部業務課）	・水道料金（現年分）の収納率 目標 99.6%	○	水道料金収納率 99.61%（平成 26 年度比 +0.04 ポイント） 水道料金収納業務を含めた水道料金等関連包括委託を実施しており、未納付者へは毎月、督促状を送付するとともに、年 2 回の特別催告状を送付したことで、現年度水道料金は、前年度比 0.04 ポイント増の 99.61%に向上した。 督促状発送件数：26,725 件 特別催告状発送件数：5,154 件		▲1,100																										
保育所保育料、学童 保育所保育料 （保育課、児童家庭課）	・口座振替加入を推進 ・新たな徴収対策を検討	○ ○	<p><保育所保育料口座振替利用率> (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入所児童数 (延べ)</th> <th>保育料 賦課児童数 (延べ)</th> <th>口座振替依頼 児童数 (延べ)</th> <th>口座振替 利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,493</td> <td>23,699</td> <td>22,041</td> <td>93.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p><保育所保育料> (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調定分</th> <th>収入済分</th> <th>収入未済</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>478,704</td> <td>473,862</td> <td>4,842</td> <td>98.99%</td> </tr> </tbody> </table> <p><保育所保育料（滞納繰越分）> (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調定分</th> <th>収入済分</th> <th>収入未済</th> <th>収納率</th> <th>不納欠損分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,973</td> <td>6,717</td> <td>12,878</td> <td>32.03%</td> <td>1,378</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育所保育料については、入所決定の連絡時に口座振替の説明を行い、案内を送付することで口座振替利用促進を図ったところ、27 年度の利用者実績は延べ 22,041 人となり、前年より 64 人の増となった。また、利用率は前年度より 1.69 ポイントの向上が図られ 93.00%となっている。</p> <p>現年度分保育料の収納については、毎月の収納管理（振替、収納、不能通知）を実施しており、不能通知送付後に納付がなかった未納者に対し、督促状を送付している。平成 27 年度は督促状を 7 回送付し、前年度 4 回から増加させた。</p> <p>滞納繰越分保育料については、27 年度から催告状に納付書を同封し送付することで納付機会を増加させた。更に催告状送付後に納付がなかった未納者に対しては電話催告、児童手当からの徴収申出書及び納付計画書の提出指導等を連動的に行うことで、各取組の効果を高めた。</p> <p>24 年度から制度化された児童手当からの徴収の申出については、徴収対策として有効な手段であることから、26 年度の実績 72 件（徴収金額 4,002,370 円）から、更なる活用に努め、27 年度は 107 件（徴収金額 5,716,050 円）に実績が増加した。</p>	入所児童数 (延べ)	保育料 賦課児童数 (延べ)	口座振替依頼 児童数 (延べ)	口座振替 利用率	26,493	23,699	22,041	93.00%	調定分	収入済分	収入未済	収納率	478,704	473,862	4,842	98.99%	調定分	収入済分	収入未済	収納率	不納欠損分	20,973	6,717	12,878	32.03%	1,378		—
入所児童数 (延べ)	保育料 賦課児童数 (延べ)	口座振替依頼 児童数 (延べ)	口座振替 利用率																												
26,493	23,699	22,041	93.00%																												
調定分	収入済分	収入未済	収納率																												
478,704	473,862	4,842	98.99%																												
調定分	収入済分	収入未済	収納率	不納欠損分																											
20,973	6,717	12,878	32.03%	1,378																											

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）																										
			<p>収納率については、現年度 98.99%と前年比 0.39 ポイントの増、滞納繰越分についても、32.03%と前年比 13.97 ポイントの増（10年間で最も高い収納率）であった。</p> <p>なお、地方自治法第 236 条第 1 項に基づき時効が成立したもののについて、適正に不納欠損処理を行った。</p> <p><学童保育料口座振替利用率> (人)</p> <table border="1" data-bbox="1101 531 1837 716"> <thead> <tr> <th>入所児童数 (延べ)</th> <th>保育料 賦課児童数 (延べ)</th> <th>口座振替依頼 児童数 (延べ)</th> <th>口座振替 利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,481</td> <td>13,879</td> <td>11,149</td> <td>80.33%</td> </tr> </tbody> </table> <p><学童保育料> (千円)</p> <table border="1" data-bbox="1101 793 1768 919"> <thead> <tr> <th>調定分</th> <th>収入済分</th> <th>収入未済</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125,274</td> <td>123,575</td> <td>1,699</td> <td>98.64%</td> </tr> </tbody> </table> <p><学童保育料（滞納繰越分）> (千円)</p> <table border="1" data-bbox="1101 997 1941 1129"> <thead> <tr> <th>調定分</th> <th>収入済分</th> <th>収入未済</th> <th>収納率</th> <th>不納欠損分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,889</td> <td>564</td> <td>2,956</td> <td>14.50%</td> <td>369</td> </tr> </tbody> </table> <p>学童保育料の口座振替については、入所承認・決定通知書送付の際に依頼書を同封し面談の際に説明を行い、利用促進を図っている。26 年度は振替利用者が全体の 79.44%だったが、27 年度は 80.33%となり、利用率は若干の向上が図られた。</p> <p>現年度分の収納については、毎月の収納管理（口座振替、収納、不能通知）を実施しており、口座振替不能通知送付後に納付がなかった未納者及び現金納付の未納者に対し、年 4 回の催告を行っている。</p> <p>また、24 年度から制度化された児童手当からの徴収の申出については、徴収対策として有効な手段であることから、催告時に申出書を同封し、26 年度の実績 14 件（徴収金額 289,200 円）から 27 年度は 6 件増え 20 件（徴収金額 279,200 円）の実績があった。</p> <p>収納率は現年度 98.64%と前年比 0.27 ポイントの減だったが、滞納繰越分については、14.50%と前年比 6.48 ポイントの増であった。</p> <p>なお、地方自治法第 236 条第 1 項に基づき時効が成立したもののについて、適正に不納欠損処理を行った。</p>	入所児童数 (延べ)	保育料 賦課児童数 (延べ)	口座振替依頼 児童数 (延べ)	口座振替 利用率	16,481	13,879	11,149	80.33%	調定分	収入済分	収入未済	収納率	125,274	123,575	1,699	98.64%	調定分	収入済分	収入未済	収納率	不納欠損分	3,889	564	2,956	14.50%	369	<p>学童保育料について、引き続き現年度分の収入未済について口座振替不能分への確実な対応や未納者への催告のほか、それでも未納が続くものに対し、電話催告等を行い収納率の向上に努める。</p> <p>また、口座振替は納付に有効な手段であることから、短期入所の場合であっても積極的に加入促進を行い、利用率の向上も図っていく。</p> <p>児童手当からの徴収の申出については、保育所保育料や、学校給食費等収納担当課と情報を共有し、保護者の負担に考慮しつつ児童手当からの徴収を効率よく実施していく。</p> <p>滞納繰越分については、現在入所している児童がいる場合は、学童保育所のお迎え時等に接触し納付指導を行い、収納率の向上に努める。</p>	
入所児童数 (延べ)	保育料 賦課児童数 (延べ)	口座振替依頼 児童数 (延べ)	口座振替 利用率																												
16,481	13,879	11,149	80.33%																												
調定分	収入済分	収入未済	収納率																												
125,274	123,575	1,699	98.64%																												
調定分	収入済分	収入未済	収納率	不納欠損分																											
3,889	564	2,956	14.50%	369																											

③ 補助金の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
補助金の在り方の検討 （財政課）	・補助金交付の根拠例規等の整備促進	△	市の補助金への依存率（補助金／（歳入総額－繰越金））が50%以上の団体については個別の補助金交付規則等、補助金依存率が50%以下の団体については野田市補助金等交付規則を改正して、平成28年4月1日から事業費補助金及び運営費補助金のいずれも不用額に対し精算、返納等を行うこととした。 また、併せて補助金の交付事務について定めた補助金交付運用基準を作成し、適正な事務の執行に努めるよう周知することとした。	野田市補助金等交付規則に基づいて補助金を交付する補助金依存率が50%以下の団体について、補助対象経費、補助率等を定める個別の要綱等を平成28年度中に整備する。	—
	・補助金削減ルールの見直し	△	平成28年度予算編成方針において、新たな補助金削減ルールを示した。 具体的には、これまで市の補助金への依存率50%以上かつ繰越率（翌年度繰越金／当年度歳入総額）20%超の団体に対する補助金を削減対象としていたものを、補助金依存率50%以上かつ繰越率15%超の団体とし、削減対象を拡大した。	今後は団体等の決算における繰越金の推移等を分析し、更なる見直しを図る必要がある。	—

④ 給付サービスの見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 （千円）
給付サービスの見直し （生活支援課、高齢者支援課、行政管理課）	・ 難病療育者見舞金の疾患者拡大への対応	○	国の医療費助成制度の拡大に合わせた見舞金支給対象となる難病の拡大（特定疾患は 56 疾患から 306 疾患、小児慢性特定疾患は 11 疾患群から 14 疾患群）と、将来的な財政負担の増大の見込みを踏まえた見舞金の支給月額の見直し（入院月額は 8,000 円から 5,000 円、通院月額は 5,000 円から 3,000 円）を決定し、さらに野田市難病療養者見舞金支給要綱を改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行した。		—
	・ 敬老祝品の見直しを実施	○	77 歳と 95 歳の方を対象とした敬老祝品（NOX 券）の金額を 3,000 円から 2,000 円に減額した。		▲1,537

⑤ 入札及び契約制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
入札及び契約制度の見直し (管財課)	<ul style="list-style-type: none"> 公契約条例の適用範囲の拡大等の検討・実施 	△	①平成27年度の対象契約 ア 条例の適用を受けた契約（試行を含む） ・工事（予定価格が4千万円以上）29件 （うち水道事業8件） ・業務委託（予定価格1千万円以上の特定業務）21件 ・業務委託（予定価格1千万円未満の市長が適正な賃金等の水準を確保するために特に必要があると認めるもの）1件 ・試行業務委託（野田市水道事業公契約試行要綱に基づくもの）2件 ・指定管理協定（条例直接適用）21件 ・指定管理協定（賃金評価するとした協定）14件 イ 支払賃金の確認作業 工事で856人（うち水道事業101人）、業務委託で436人、試行業務委託で62人、指定管理協定で629人、合計1,983人の労働者が従事した。 ②適用範囲の拡大 27年度は、適用範囲について拡大しなかった。	公共工事設計労務単価の上昇と建設労働者の賃金の関連性を検証する。 適用範囲の拡大を検討する。	-
	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札案件の導入拡充等、入札・契約制度の充実の推進 	△	平成28・29年度入札参加資格審査申請手続について、年間を通じて随時申請の受付処理を「ちば電子調達システム」により行った。 （登録者数：平成28年4月1日時点） 工事 1,092 者 測量・コンサルタント 772 者 業務委託 2,065 者 物品 1,520 者 合計 5,449 者 管財課及び水道部業務課において、電子入札による入札事務を「ちば電子調達システム」により行った。 （実施件数：平成27年度／管財課・水道部業務課） 工事 164 件 測量・コンサルタント 27 件 合計 191 件 業務委託・備品については小規模業者が多く、インターネット環境の整備やカード認証の設備が必要となり、事業者負担を考慮したことから、検討するまで至らなかった。 総合評価落札方式による評価項目の配点について、見直しを検討するために調査を実施したが、方針を決定するまで至らなかった。	ア. 電子入札の拡充 ・他市の状況、事業者への聴き取りを実施し、対象業種の拡大について検討する。 イ. 契約制度の見直し ・総合評価落札方式による、評価項目の配点等の見直し方針を検討する。	-

⑥ 使用料等の負担の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
使用料等の負担の適正化 （行政管理課、市民課、社会教育課、関係課）	<ul style="list-style-type: none"> 物価、景気の動向を踏まえ、見直しを検討 火葬料及び公民館使用料の基本的な方針を決定 	—	物価、景気の動向から一斉見直しは行わなかった。	<p>使用料等の負担の適正化として、使用料の見直しは一斉見直しを基本とするが、経済状況等を踏まえて柔軟な対応を行う。</p> <p>現在、無料となっている市民火葬料については、市民への影響が大きいため、当面は現行のとおりとし、今後も調査、検討を継続しながら本大綱の終期である平成 32 年度までに基本的な方針を決定することとする。</p> <p>社会教育法の目的達成のため使用する場合は減免としている公民館使用料については、自主的な市民活動の振興に対し、影響が大きいため、当面は現行のとおりとし、本大綱の期間内である平成 32 年度までに基本的な方針を公民館運営審議会において検討することとする。</p>	—

（6）情報化の推進

① 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守 （市民課、行政管理課、関係課）	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍電算化システムの導入 	○	9月24日より戸籍電算システムが稼動した。		—

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

① 組織の統廃合と組織体制の整備

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
組織の統廃合と組織体制の整備 (行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 組織の統廃合の実施 	○	行政需要の変化に的確に対応するため、次の組織の分割、統廃合や新設を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 民生経済部を市民生活部と自然経済推進部に分割 市民生活課を市民生活課と防災安全課に分割 建築指導課を廃止し、建築確認申請業務は都市計画課へ、市営住宅及び営繕業務は総務部に設置した営繕課に移管 社会福祉課を生活支援課と障がい者支援課に分割 高齢者福祉課を高齢者支援課と介護保険課に分割 あさひセンターの組織を廃止 男女共同参画課と人権施策推進課を人権・男女共同参画推進課に統合 子ども支援室を設置 		—
	<ul style="list-style-type: none"> 総合教育会議の運営及び大綱の策定事務を教育委員会に委任 	○	平成 27 年 4 月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に基づく総合教育会議を 27 年度は 3 回開催し、次のとおり決定した。 <ul style="list-style-type: none"> ○第 1 回（27 年 5 月 27 日開催） <ul style="list-style-type: none"> 総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定することとし、協議題の調整については、教育委員会事務局で行う。 法に基づき定めるとされている、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。 ○第 2 回（27 年 8 月 26 日開催） <ul style="list-style-type: none"> 総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めた野田市総合教育会議運営要項の決定 野田市教育大綱（素案）の決定 ○第 3 回（27 年 10 月 28 日開催） <ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメント手続による大綱素案の修正は無しとし、野田市教育大綱（案）として決定 		—

② 附属機関の整理合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
附属機関の整理合理化 （行政管理課、みどりと水のまちづくり課）	・生物多様性の取組について、みどりの市民会議を活用	△	生物多様性について、みどりの市民会議の活用を検討した結果、平成 29 年度の「生物多様性の戦略」の見直しに併せて設置条例の一部改正を行うこととした。なお、28 年度は庁内フォローアップ調査による施策の実施・進行状況の把握を早急に行うこととした。	29 年度に「生物多様性の戦略」を見直すため、みどりの市民会議設置条例の一部改正を行う。	—
	・附属機関の新設や既設の附属機関について必要性を検証	○	附属機関については、必要性を検証した上で統廃合することとしており、各附属機関の活動状況を調査した結果、統廃合を行うべき附属機関はなかった。		—

(2) 定員の適正化

① 職員削減計画の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
職員削減計画の推進 （行政管理課）	・年度当初目標職員数 1,024 人 （削減数▲10人）	○	平成 27 年度当初職員数 1,021 人 ・26 年度当初職員数 1,034 人に対し▲13 人 ○経費削減 ▲101,400 千円 ・26 年度当初職員数 1,034 人に対し▲13 人	（参考） 平成 28 年度当初職員数 1,016 人	▲101,400

② 再任用制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
再任用制度の見直し （人事課）	・短時間勤務について職域を拡大 ・フルタイム勤務の制度設計及び実施時期を検討し導入	△	平成 25 年度から再任用制度を導入し、27 年度までは、市民課等の 3 職場を短時間勤務の再任用職場としていたが、今後の再任用職員の増加に伴う人件費の抑制を図るため、臨時職員等と入替えできる職場や時間外勤務の日常化等により臨時的に増員が必要な職場を選定し、28 年度は、市民生活課、商工観光課等の 6 職場を追加し、職域を拡大することとした。 また、フルタイム勤務の制度設計及び実施時期等の検討をするため、55 歳以上の職員を対象とした再任用に関するアンケートを実施した。	再任用制度の見直しについて、引き続き短時間勤務を導入できる職域の拡大を検討するとともに、フルタイム勤務の導入に向けた制度設計及び実施時期の検討を行う。	—

③ 適正な職員配置の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
適正な職員配置の推進 （行政管理課）	・予算編成と連動して各課の事務事業に応じた柔軟な職員配置を実施	○	適正な職員配置ヒアリングを実施し、各課の事務事業に応じた職員配置数の査定を行い、機動的な職員配置を実施した。		—

④ 臨時職員等の雇用の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
臨時職員等の雇用の適正化 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般職の非常勤職員の長期継続雇用を解消 • 臨時職員の任用期間の徹底 • 賃金等の取扱いについては、給与等検討の動向に留意し、適切に対応 	<p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">△</p>	<p>一般職員の非常勤職員については、国の通知に基づき、長期的な継続任用とならないよう、毎年度の公募により十分な能力の実証を行った上で任用するよう徹底した。</p> <p>地方公務員法第 22 条に規定する臨時職員については、1 年以内の任用を徹底した。</p> <p>臨時職員等の賃金については、公契約条例の最低基準時間給の引上げに伴い、事務補助賃金の引上げを実施した。 特別休暇(夏季休暇)については、非常勤職員等の間の不均衡解消に向けて組合と交渉を行っている。</p>	<p>非常勤職員に付与する特別休暇（夏季休暇）については、学童指導員及び保育士と他の一般職の非常勤職員の格差是正を図るため、引き続き地方公務員法第 55 条第 1 項に規定する交渉を行う。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

(3) 給与の適正化

① 各種手当の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 （千円）
各種手当の適正化 （人事課）	・持家に係る住居手当の引下げ実施	○	平成 27 年度に 7,000 円から 6,000 円に引き下げた持家に係る住居手当について、28 年度以降 2,000 円ずつ段階的に引き下げ、28 年度は 4,000 円、29 年度は 2,000 円、30 年度に廃止することとした。		▲6,060
	・期末、勤勉手当の役職加算の見直し検討	△	期末・勤勉手当に係る役職加算については、国及び県よりも高い水準にあるため、26 年度に引き続き具体的な引下げの内容の検討及び地方公務員法第 55 条第 1 項に規定する交渉を行った。	期末・勤勉手当に係る役職加算についても、具体的な役職加算の範囲等の検証を行い、引き続き地方公務員法第 55 条第 1 項に規定する交渉を行う。	—

② 時間外勤務の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 （千円）
時間外勤務の適正化 （人事課）	・時間外勤務削減緊急対策プランによる削減実施	△	平成 27 年度においても「時間外勤務削減緊急対策プラン」に基づき、職員の意識改革及び事務の見直しを図ったことにより対前年度比で約 6,400 時間の時間外勤務を削減した。	引き続き「時間外勤務削減緊急対策プラン」に基づき、事務の見直しをすることで更なる時間外勤務の削減を目指す。	—

(4) 職員の資質の向上

① 職員研修の充実

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
職員研修の充実 （人事課）	・ 新人材育成基本方針の策定	△	新人材育成基本方針には人事評価制度を取り入れる必要があることから、評価精度の向上及び給与への反映を含めた基本方針の策定を検討した。	職員の市民への奉仕者としての自覚、職務に対し強い意欲及び能力・資質の向上を図るため、人事評価制度を取り入れた新人材育成方針の策定に引き続き取り組む。	—

② 人事評価制度の構築

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
人事評価制度の構築 （人事課）	・ 評価精度向上の検討	△	評価精度向上のため、人事評価研修のほかに、評価者間の評価水準の平準化を目指し、評価者を対象に研修を実施した。	評価のバラツキを最小限にするため、目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修の実施、目標管理型の業績評価対象者の拡大、評価結果の給与への反映を検討する。	—

③ 希望降格制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
希望降格制度の見直し （人事課）	・ 希望降格制度の検証及び課題整理	△	希望降格者について、職務の級（役職）は降格しても給料は降格前と同額程度としていた。このため、降格後の同じ職務の級において、他職員よりも降格者の給料が高額となっていたことから、平成27年4月1日以降の降格者の給料は、降格前の職務の級における昇格メリット分を除いた。	希望降格制度を検証し、効果的な運用を図りながら、更に課題整理及び検討を行う。	—

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメントの基本方針の策定

① ファシリティマネジメントの基本方針の策定

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果 (千円)
施設の長寿命化 (営繕課)	<ul style="list-style-type: none"> • 営繕課の設置 • 保健センターの耐震診断の実施 • バリアフリーに関するニーズ調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 	<p>平成27年4月1日から営繕課を設置し、事務分掌にファシリティマネジメントに関することを規定した。</p> <p>耐震診断業務委託を実施し、千葉県耐震判定協議会の耐震判定書による報告を受けた。 (IS値=0.536)</p> <p>障がい者団体、高齢者団体の会員を対象に公共施設のバリアフリー化に関する調査を実施したところ、35施設に対し336件の要望があった。その結果を基に、福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会に諮り、28年度は中央公民館1階多目的トイレの扉、便器等の改修工事や七光台会館及び島会館のトイレの一部洋式化等6事業を実施することとした。</p>		—

(2) 公有財産の有効活用

① 未利用地の有効活用及び処分

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
未利用地の有効活用及び処分 (管財課)	<ul style="list-style-type: none"> • 処分を決定した普通財産の内、売払いを一旦凍結している5か所については、経済状況が向上し、買受需要が高まり次第、売却を再開 • 行政財産の用途を廃止し、普通財産とした土地について、売却の可能性を検討 	<p>—</p> <p>△</p>	<p>売払いを一旦凍結した年度から、土地の評価（地価公示価格及び県基準値価格）が現在も下落傾向にあるため、売却は再開しなかった。</p> <p>都市計画道路の残地について、隣接地権者より払下げの希望があり、野田市財産処分審査委員会で土地の売払いが可決され、2,613千円で処分することができた。また、廃道敷についても、隣接地権者へ6件、2,523千円の処分を実施した。</p>	土地の評価（地価公示価格及び県基準値価格）や経済状況だけでなく、個々の土地について処分が可能であるか市場の動向について注視していく。	—

② 公共物への有料広告の掲出

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	未実施への対応（新たな取組）	財政効果（千円）
公共物への有料広告の掲出 (行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな広告媒体の活用を検討 	△	新たな広告媒体となる公共物を検討したが、効果が期待できるものがなかった。	引き続き、他市の事例等を注視し、新たな広告媒体を検討する。	—

行政改革大綱実施計画の財政効果

(単位:千円)

項目		27年度	
		目標	実績
事務事業の見直し	市民との協働 ・自治会との協働による行政課題への対応 ・社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり ・キャリアデザインによるまちづくり ・NPO法人及びボランティア団体との協働 ・市民参加の推進	0	0
	民間活力の有効活用 ・指定管理者制度活用の推進 ・公共施設の管理及び運営の民間委託 ・現業部門の業務の民間委託 ・有効な民間活力活用法の検討	▲ 31,164	▲ 11,511
	行政サービスの在り方の検討 ・公立幼稚園の在り方	0	0
	財政運営の健全化 ・財政規律の堅持 ・市税及び使用料等の収納率の向上 ・補助金の在り方の検討 ・給付サービスの見直し ・入札及び契約制度の見直し ・使用料等の負担の適正化 ・行政評価による施策の見直し	▲ 115,054	▲ 134,788
	情報化の推進 ・電子自治体への対応及びセキュリティポリシーの遵守	0	0
組織等 の見直し	組織機構の見直し ・組織の統廃合と組織体制の整備 ・附属機関の整理合理化	0	0
	定員の適正化及び勤務体制 ・職員削減計画の推進 ・再任用制度の導入 ・適正な職員配置の推進及び福祉会館館長の非常勤特別職化 ・臨時職員の雇用の適正化	▲ 78,000	▲ 101,400
	給与の適正化 ・各種手当支給の適正化 ・時間外勤務の適正化	▲ 6,132	▲ 6,060
	職員の資質の向上 ・職員研修の充実 ・人事評価制度の構築 ・希望降格制度の導入	0	0
公共施設等の適正な維持管理	ファシリティマネジメントの基本方針の策定 ・ファシリティマネジメントの基本方針の策定	0	0
	公共施設の有効活用 ・未利用地の有効活用及び処分 ・公共物への有料広告の掲出	0	0
職員削減効果と民間委託等効果との重複計上分の調整			
※民間委託等の効果は、正規職員の人件費を含む直管経費と委託料の比較により算出しているため、退職者分の効果が含まれている。このため、職員削減効果と重複計上となっている効果を調整している。		23,400	23,400
合計		▲ 206,950	▲ 230,359

行政改革大綱実施計画の財政効果

(単位:千円)

大項目	中項目	小項目	27年度	27年度	
			目標	実績	
事務事業の見直し	(1) 市民との協働	①自治会との協働による行政課題への対応	—	—	
		②社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり	—	—	
		③キャリアデザインによるまちづくり	—	—	
		④NPO法人及びボランティア団体との協働	—	—	
		⑤市民参加の推進	—	—	
		計	—	—	
	(2) 民間活力の有効活用	①指定管理者制度活用の推進	—	—	
		・あさひセンター（こだま学園）	▲ 16,583	713	
		・あさひセンター（あさひ育成園）	▲ 11,658	▲ 10,851	
		・東部保育所	—	—	
		・文化会館	—	—	
		・保育所1か所（定員120人想定）	—	—	
		②公共施設の管理及び運営の民間委託	—	—	
		③現業部門の業務の民間委託	—	—	
		・清掃第一課収集業務	▲ 2,923	▲ 1,373	
		・清掃第二課収集業務	—	—	
		④有効な民間活力活用法の検討	—	—	
		計	▲ 31,164	▲ 11,511	
		(3) 行政サービスの在り方の検討	①公立幼稚園の在り方	—	—
		計	—	—	
	(4) 外郭団体等の見直し	①公社等外郭団体の運営の合理化	—	—	
	計	—	—		
	(5) 財政運営の健全化	①財政規律の堅持	—	—	
		②市税及び使用料等の収納率の向上	—	—	
		・市税	▲ 26,922	▲ 93,632	
		・国民健康保険税	▲ 72,748	▲ 37,810	
		・介護保険料	▲ 3,862	▲ 489	
		・市営住宅使用料	▲ 776	▲ 494	
		・住宅新築資金等貸付金元利収入	▲ 7,319	191	
		・下水道受益者負担金	▲ 964	83	
		・水道料金	▲ 890	▲ 1,100	
		③補助金の在り方の検討	—	—	
		④給付サービスの見直し	—	—	
		・敬老祝品	▲ 1,573	▲ 1,537	
		⑤入札及び契約制度の見直し	—	—	
		⑥使用料等の負担の適正化	—	—	
		⑦行政評価による施策の見直し	—	—	
		計	▲ 115,054	▲ 134,788	
		(6) 情報化の推進	①電子自治他への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守	—	—
	計	—	—		
	組織等の見直し	(1) 組織機構の見直し	①組織の統廃合と組織体制の整備	—	—
			②附属機関の整理合理化	—	—
		(2) 定員の適正化	①職員削減計画の推進	—	—
			・職員削減の推進	▲ 78,000	▲ 101,400
			②再任用制度の導入	—	—
			③適正な職員配置の推進	—	—
			④臨時職員等の雇用の適正化	—	—
		計	▲ 78,000	▲ 101,400	
		(2) 給与の適正化	①各種手当の適正化	—	—
			・住居手当の改正	▲ 6,132	▲ 6,060
②時間外勤務の適正化			—	—	
計		▲ 6,132	▲ 6,060		
(4) 職員の資質の向上		①職員研修の充実	—	—	
		②人事評価制度の構築	—	—	
	③希望降格制度の導入	—	—		
	計	—	—		
公共施設等の適正な維持管理	(1) ファシリティマネジメントの基本方針の策定	①ファシリティマネジメントの基本方針の策定	—	—	
		計	—	—	
	(2) 公共施設の有効活用	①未利用地の有効活用及び処分	—	—	
		②公共物への有料広告の掲出	—	—	
計	—	—			
職員削減と民間委託とのダブルカウント分			23,400	23,400	
合 計			▲ 206,950	▲ 230,359	

保育所への指定管理導入と待機児童対策について

1 行政改革大綱における方針

<p>第2章 具体的な取組方針</p> <p>1 事務事業の見直し</p> <p>(2) 民間活力の有効活用</p> <p>① 指定管理者制度活用の推進</p> <p>公の施設の管理に民間活力を導入する場合は、基本的に指定管理者によることとし、現在未導入の施設についても常に見直しを図り、指定管理者制度の導入が効果有りと判断される場合には積極的に導入を図る。特に次の施設については、条件が整い次第、速やかに導入を図ることとする。</p> <p>なお、施設の適切かつ安定的な運営を図るため、担当部局による指導監督の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（直営分全4施設） ・ こだま学園 ・ あさひ育成園 ・ 子ども館（児童館全6館） ・ 文化会館
--

2 行政改革大綱実施計画

年度	実施内容
27	・ あさひセンターへの指定管理者導入
28	・ 東部保育所（子育て支援センター含む）への指定管理者導入 ・ 文化会館への指定管理者導入
30	・ 保育所1か所へ導入

3 指定管理者制度の導入状況

12市立保育所の内、9保育所に指定管理者制度を導入済。残り3保育所（福田、乳児、中根）も今後導入予定。

（注）あたご、古布内保育所は、耐震の関係から建て替え必要となったため、民設民営に移管。

年度	指定管理者制度
18	【新規】2施設 あたご保育所・南部保育所
19	【新規】1施設 尾崎保育所 【更新】2施設 あたご保育所②・南部保育所②
20	【新規】1施設 古布内保育所

22	【新規】1施設 清水保育所
24	【新規】1施設 花輪保育所 【更新】3施設 あたご保育所③・南部保育所③・尾崎保育所②
25	【新規】1施設 北部保育所 【更新】1施設 古布内保育所②
26	【新規】1施設 木間ヶ瀬保育所
27	【更新】1施設 清水保育所②
28	【新規】1施設 東部保育所
29 ※予定	【更新】3施設 南部保育所④・尾崎保育所③・花輪保育所②

※○数字は指定の回数

4 指定管理者導入の財政効果

指定管理者制度を導入した9保育所分（民設民営に移管した、あたご保育所、古布内保育所を含む。）の平成18年度から27年度までの財政効果は、約16億円。

5 エンゼルプラン（野田市計画）

エンゼルプラン第4期計画に位置付けた「待機児童・保留者解消野田市計画」では児童数が減少傾向にある中で定員での量の確保は将来的に過剰となる可能性が高いことから、新たな保育所の整備とともに国が運用で認めている既存保育所の定員の120%内での弾力化を活用し、定員増することで平成29年度当初での待機児童を含めた入所保留者ゼロを目指している。

また、年度末にかけて増加する0歳児から2歳児の待機児童・入所保留者に対しては小規模保育所等の地域型保育事業の活用について検討していく。

6 待機児童等の状況

28年4月には、待機児童数0となったが、保留者数は64人で、この内保育士不足によるものが49人となっている。さらに、8月1日時点では、待機児童数24人、保留者数は129人に拡大し、この内保育士不足によるものが97人となっている。

内訳をみると、8月1日時点で、指定管理保育所は、保留者数49人の内31人、私立保育所は保留者数72人の内58人が保育士不足によるものであり、民間事業者による保育士確保が厳しくなっている状況である。

(単位：人)

施設区分	月	H28. 3. 1	H28. 4. 1	H28. 5. 1	H28. 6. 1	H28. 7. 1	H28. 8. 1
合計 (A)	①待機児童数	56	0	5	12	15	24
	②入所保留者数 ※待機児童含む	236	64	79	92	112	129
	②の内、保育士 不足による入所 保留者数	162	49	59	65	86	97
(A)の内 直営	①待機児童数	6	0	0	0	0	0
	②入所保留者数 ※待機児童含む	31	3	4	4	4	8
	②の内、保育士 不足による入所 保留者数	24	3	3	4	4	8
(A)の内 指定管理	①待機児童数	24	0	1	3	5	6
	②入所保留者数 ※待機児童含む	92	25	38	40	43	49
	②の内、保育士 不足による入所 保留者数	48	14	22	21	29	31
(A)の内 私立	①待機児童数	26	0	4	9	10	18
	②入所保留者数 ※待機児童含む	113	36	37	48	65	72
	②の内、保育士 不足による入所 保留者数	90	32	34	40	53	58

※ 各月1日現在の人数となります。

※ 上記、私立には「すくすく保育園分園」を含む。

※ 事業所内保育所「ひばり保育園」は含めていません。

《参考》施設数及び定員数 (単位：人)

施設区分	H28. 3. 1		H28. 8. 1	
	施設数	定員数	施設数	定員数
合 計	20	1,985	21	2,109
直 営	4	500	3	380
指定管理	6	780	7	930
私 立	9	690	10	784
事業所内	1	15	1	15

※ 事業所内の定員数は地域枠のみ

7 国等の動き

保育士不足の要因は、保育士の処遇にあることから、国や自治体は、保育士の処遇改善策を講じている。

1) 国

国も喫緊の課題として、保育士確保のための処遇改善を掲げているが、どの程度のものになるかは不明。国が、大規模な改善策を講ずれば、新卒保育士の増加とともに、潜在保育士の掘り起しが図られ、待機児童問題が解消に向かうことが期待される。

2) 他の自治体

他団体においても、東京都や船橋市、市川市、松戸市、我孫子市において賃金補助を実施するなど、待機児童対策として、財政支援による保育士確保策を実施している。柏市においても、今後、検討していくこととしており、今後、他の自治体においてもこの動きは加速すると思われる。

このため、保育事業者は、保育士確保策の充実している団体での事業展開を図っていくことを重要視する可能性が高い。

3) 野田市

公契約条例を活用し、保育士の最低基準を例外的に引き上げることで、保育士の処遇改善を図ることを検討しており、12月議会に関係補正予算を提案する方向で検討を進めている。

8 課題

- ・ 保育所への指定管理者制度は、大きな財政効果を上げており、行政改革を推進する上で、重要な施策であるが、行政改革は、サービス水準の維持・向上を図りつつ経費削減を図るものであるため、保育所への指定管理者導入を、予定どおり進めることで、待機児童対策に支障を来してはならない。
- ・ 保育士不足の要因は、民間保育士の賃金水準が低いという処遇の問題にあること

は明らかであり、国の責任において、処遇改善を図るべきであり、国も処遇改善を図ろうとしているが、現状で、保育士不足解消を図れるかは、極めて不透明な状況である。

- ・他の自治体でも、民間保育士への賃金補助を実施している団体が増えてきているが、これは、保育士の処遇改善のためというよりは、待機児童対策としての保育士確保策（保育士の取り合い）の意味合いが強いと考えられる。野田市が検討している公契約条例を活用した保育士の処遇改善は、待機児童対策にも資するが、処遇改善自体を目的として実施しようとするものである。
- ・現状は、団体間における保育士の取り合いとなっており、指定管理者制度を導入した場合、相当規模の賃金補助を実施する等の財政支援をしない限り、事業者による保育士確保は厳しい状況にあると考えられる。
- ・一方、直営については、正規職員の退職による不足については、任期付職員採用により対応可能であり、公契約条例に連動した臨時保育士の処遇改善効果により、保育士確保も期待される。このため、現時点では、臨時保育士の処遇を改善し、直営のままとすることが、待機児童対策に資すると考えられる。

9 対応案

国の処遇改善策等により保育士不足解消に目途が立つまでの間は、待機児童対策の観点から、直営保育所（福田、乳児、中根）への指定管理者制度導入は保留する。